

# 令和8年度山口県 第二種免許取得支援事業費補助金

乗合バス・タクシー事業者を対象として、**短時間勤務従業員の**  
第二種免許取得費用を支援します！

補助対象  
事業者

山口県内に本社又は営業所を有している  
乗合バス事業者・タクシー事業者

対象事業

**短時間勤務従業員の**

大型第二種・普通第二種免許の取得費用

※ 第二種免許取得後、県内において3か月以上運転士として  
雇用する必要有

補助率及び  
補助額

事業者	補助率	補助限度額
乗合バス事業者	対象経費の 1 / 2	27万円 / 人
タクシー事業者		12万円 / 人

対象期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

※ 対象期間内に第二種免許取得のための教習を修了する必要有

※ 3月～4月の年度をまたいだ教習は対象外

申請  
期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月12日(金)

※ 申請は先着順で受付し、予算額に達し次第、  
申請期間中であっても受付を終了します。

詳細はこちらから

山口県 交通政策課

